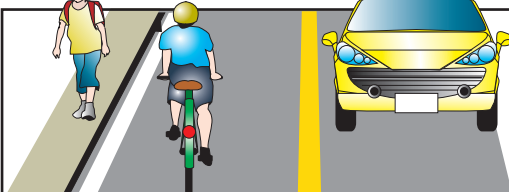



レンタサイクルご利用ルール

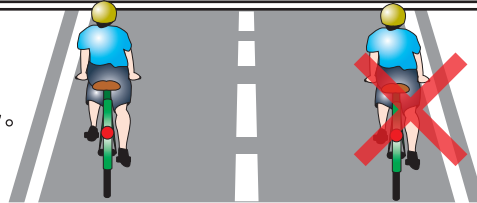
自転車安全五則

 自転車は、車道が原則、歩道は例外
歩道と車道の区別があるところでは車道通行が原則です。
例外は、道路標識（右図）で指定された場合。



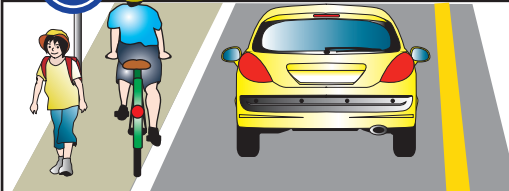
車道は、左側を通行。右側通行は禁止

自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません。
右側通行は禁止されています。



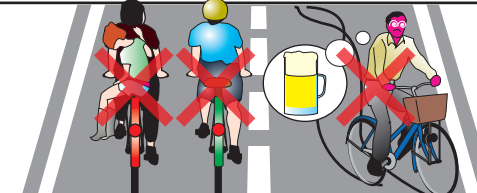
歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。歩行者が多いときは自転車から降りて押す。




安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
交差点での信号厳守と一時停止・安全確認
夜間はライトを点灯



子供はヘルメットを着用

16歳以上の者が6歳未満の幼児一人を幼児用座席に乗車させる場合、幼児にヘルメットを着用させなければなりません。
13歳未満の子供が自転車に乗る場合、ヘルメットを着用しなければなりません。



駐輪をする際の注意

- ・駐輪の際は、必ず鍵をかけて下さい。
- ・違法駐輪エリア（右図マーク）に止めると京都市により撤去されます。決して駐輪しないようにして下さい。
- ・駅周辺、店舗や民家そばでの駐輪は大変迷惑となりますので、決して駐輪しないようにして下さい。
- ・寺社・施設・店舗に入るときなどで駐輪場がわからない場合は、現地の係員・店員・担当の方に駐輪場所を伺って下さい。



走行規制エリア

